

雇用調整助成金のさらなる改善・拡充等を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により全国に緊急事態宣言が出される中、幅広い業種の事業者において、事業活動の休止や縮小を余儀なくされており、事業の継続と雇用の維持が深刻な課題となっています。また、地方公共団体の労働相談窓口では、休業に伴う賃金に関する相談や解雇・雇止めに関する相談などが急増しており、緊急事態宣言の期間延長により、事業者・労働者ともに雇用の維持への不安がさらに深刻化することが懸念されます。今回の感染症の拡大は、これまでにない規模であらゆる事業者に影響を及ぼしていることから、雇用と経済への打撃は測り知れないものとなる恐れがあります。

休業を余儀なくされる中でも、事業者が事業再開に向けた態勢を維持しつつ、休業手当を通じて従業員の生活を守り、そして事態収束後、早期に日本経済と国民生活の回復を図っていくため、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金が確実かつ迅速に利用されるなど、現下の雇用対策に万全を期することが重要であります。

よって国会及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く求めます。

記

- 1 雇用調整助成金のさらなる手続きの緩和を図ること。休業手当支給前の助成金申請を可能とし、手当の支給を証する確認書類の後日提出を認めるなど概算払の導入や持続化給付金のような定額支給を検討すること。
- 2 最新の制度に関してあらゆる手段を講じて周知を行い、助成金の利用促進を積極的に図ること。特に、利用が進んでいない、パートやアルバイトなど雇用保険被保険者でない労働者が対象となる緊急雇用安定助成金について、事業者への徹底した周知と利用促進が必要であること。労働保険料の滞納がある場合等についても特例措置が設けられたことから、労働保険の加入手続きをとっていない事業者に対して周知の徹底を図ること。
- 3 企業による休業継続と休業手当の支払いを確保するためにも、助成率を一律 10/10 とすること。支給限度日数の拡大や状況に応じた緊急対応期間の延長などの措置を早急に講じること。財源については、労働保険特別会計からの支出にこだわることなく、上乗せ分を一般会計から補填することも含め検討すること。

- 4 事業者が円滑に相談でき、速やかに申請できるよう、窓口体制の拡充を図ること。社会保険労務士による積極的な手続支援が進むよう、その連帯責任を問わない運用が明確となるよう、周知の徹底を図ること。地方公共団体が行う取組(助成金の円滑な申請手続を補完するための社会保険労務士などの専門家の活用や支援員の配置など)に対して、十分な財政措置を講じること。
- 5 激甚災害時に適用される、休業を余儀なくされた人が実際に離職していなくても失業給付を受給できる特例措置(みなし失業)について、今回も適用し、労働者自らが給付請求できるとともに、事業主側の休業手当支給負担を軽減できるよう、弾力的な運用を行うこと。
- 6 経済活動の自粛とそれに伴う雇用情勢の悪化が懸念される中、リーマン・ショック時に設けられた緊急雇用創出事業のように雇用の受け皿を確保するための制度や、休業した事業所の従業員と他の事業所とのマッチング制度を創設するなど、雇用支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月19日

北海道名寄市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣

宛